


議 長	副議長	局 長	次 長	課 長	課長補佐	副参事	主 幹	主 査	主 任	担 当
										

行政視察報告書

2018年8月23日

大津市議会議長
中野治郎様

日本共産党大津市会議員団
幹事長 杉浦 智子 

日本共産党大津市会議員団がおこなった視察・研修の結果について、下記の通り報告します。

記

- 1 期 間 2018年7月21日（土）～7月23日（月）

- 2 視察先 第60回自治体学校 in福岡
 福岡県福岡市
 （福岡市民会館、西南学院大学）

- 3 視察目的 市民が安心して住み続けられる大津市を目指して、現在地方自治体が直面している課題について学び、また各自治体での実践を交流し、学習、討議を通じてその成果を持ち帰り、大津市政に活かす。

- 4 調査内容 別紙参照

- 5 参加者 議員4名
 岸本 典子 石黒 賀津子 立道 秀彦 杉浦 智子



第60回 自治体学校 in福岡 研修報告

1日目 7月21日(土)

〈全体会〉

□記念シンポジウム 地域・暮らしに憲法をいかす

コーディネーター：石川捷治氏（九州大学名誉教授）

第1部：リレートーク 憲法はいきているか ―それぞれの現場から―

子どもの貧困に向き合う／生活保護をめぐる／沖縄のいま／東アジアのへいわ

【所感】

●石黒賀津子

安倍首相は憲法改憲に意欲を燃やしているが、そもそも私たちの暮らしに憲法は生かされているのか。4人の方が、それぞれの立場で今の社会や暮らしにおける問題点や課題を提起、そして憲法を生かすための取り組みが前進を生み出していることが報告された。学校給食は子どものセーフティネットであること、社会保障は国の責任であること、沖縄の問題や戦地からの引揚げの歴史では米従属の原理から抜け出さないと解決できないことなどが示された。

とくに印象に残ったのは生活保護の分野で、日本では「自力で生活できない人を政府が助けるべきか」との問いに「助ける必要がない」と答えた人の割合が38%と、他国と比べてダントツの1位であったことである。

日本は貧困や生活苦を個人の責任と捉える、つまり社会保障を国の責任ではないと考えている国民が多いということであり、明治憲法時代から刷り込まれた国民の認識を何とか変えていかなくてはならないと感じた。生活保護の捕捉率が2割といった現状が保護受給者と低所得者の対立を生み出しているのもその一面であろう。その中でも運動により「生活保護のしおり」とともに、生活保護の運用についても改善がおこなわれている。生活保護の必要な人が制度を受けるのは当然の権利であることを韓国のようにもっと広めていかなくてはならないと感じた。

●岸本典子

学校給食や生活保護、沖縄の基地問題、戦後の中国からの引き揚げ問題に取り組んでいる方から、それぞれ報告が行われたが、いずれも、日本国憲法が保障する国民の権利がないがしろにされていること、特に、沖縄の基地問題では沖縄県民にとって憲法よりも、日米地位協定が上位にあるという実態を鮮明にする報告であった。憲法改悪よりも地位協定の見直しこそ必要である。大津市議会でも地位協定見直しの意見書案を提出しても、他会派は「国の専権事項」という理屈で反対するが、そうではなく日本国民全員の問題として、一人ひとりが意識を持つようにしていくことが必要であるとあらためて感じた。

また、生活保護の問題では職員の定数削減のもとで技能が継承されないことに加え、「権利の前に義務を果たせ」という自民党を中心とした永年の政治がある。さらに安倍政権の下で、教育にまで政治が介入し自己責任論をたたき込む流れにあることを市民に明らかにして、食い止めていく運動をつくる必要があると感じた。

●立道秀彦

4人の方から憲法はいきているか、それぞれの分野からリレートーク方式で報告された。一番目に、学校給食は食のセーフティネットであり、どの子にも心と体をつくり食文化の育成という点から権利として保障されるべきであるが、現実には、無償化や直営での実施、中学校での給食を広げるなどの課題があること。二番目に、生活保護が憲法25条の人間らしく生きるための権利という認識が国民にも行政にも乏しく、生活保護が的確に運用されていない現実。三番目に、沖縄における新基地建設など沖縄県民の民意、自治を無視する憲法ないがしろのアメリカ優先の現実。四番目に、憲法を変え戦争する国へと変える動きがある中で、戦争に翻弄させられた引き揚げ者の現実を見つめ、歴史の真実を若い世代に伝え憲法を守る取り組みを広げる大切さ。どの分野でも憲法をいかすどころか壊す方向が強まっているが、地方行政でも国政でも憲法にもとづいた政治を実現するために、声を上げ粘り強く運動することの大切さをあらためて感じた。

●杉浦智子

リレートークの4つの分野には、憲法の理念と現実との間に大きなギャップがある。

学校給食では、その役割からも単に食を満たすだけではいけない。食育推進の理念からも児童生徒が喜んで食べてこそ給食が生きた教育的意義があるということだ。全ての子どもに安全で美味しく、喜ばれる給食が提供されることが子どもたちの成長を保障することにもつながる。

そのためにも給食費未納による給食停止や中学校給食の未実施は、早急に解消すべきであり、給食費の無償化は、自治体が積極的に取り組んでいながら、国が保障するよう働きかけていく必要がある。生活保護行政では、日本の古い家族主義が国民の中に残っていて、人権保障を教育で教えていないことが、貧困や生活苦を個人の責任と認識させたり、社会保障を国の責任と考えない国民をつくっている。現状は生活保護を必要とする人の2割程度しか生活保護費を受給していない。たとえ受給したとしても1日も早く抜け出すことが目的にされている。専門的な援助の元、生活を立て直し、人間らしく暮らすことができることが重要である。

そのために資格、経験を有する職員がきちんと配置され、住民の権利を保障する自治体となることが求められる。沖縄の問題は、民主主義に依拠した地方自治のあり方が問われている。沖縄を我がこととして全国から声を挙げていくことが大切だ。引き揚げについて博多での取り組みが報告されたが、平和を考えると、地域毎にその地域の歴史を知ることから始まる。歴史を検証せずして、将来を見通すことはできない。どのような地域をつくるのか、平和な地域とはどのようなものか、地域の住民の目線で考える必要がある。

第2部：特別対談 地域・暮らしに憲法をいかす自治体づくり

太田昇氏（岡山県真庭市長）、石川捷治氏（九州大学名誉教授）

【所感】

●石黒賀津子

9市町が合併した真庭市では、市民一人ひとりの幸せを応援するという土台のもとに、木材産業を中心にし、それぞれの地域の良さをつなげていく、人口減少の中で地域自治を強化していく、循環型地域経済を作っていく取り組みなどが紹介された。

自分たちのまちをどうしたいのか、その中で公務員はどんな役割を果たせばいいのかという点では、市長の手腕が問われると感じた。公務員は憲法から出発し、なんのために自分たちは仕事をしているのか、それからまた給与はどこから出ているのかを考え、公のために、社会を良くす

るために、社会を維持するために働くのだという志さえきちっとしていればいいのではないかと言われていた。真庭市全体のことを考える部局長会議で、部長から自分の所管を越えた意見が出ないため、民間でいう取締役会議という位置づけで会議の名前も理事者会にすることで、自分の所掌を越えた意見が出てくるようになったという取り組みも報告された。大津市では自由に意見を言い合える職場環境になっているのだろうか。

またIT化が進められ、AIが進化しても、最後は人材であり、そのためにはお金を惜しまないという市長の姿勢が市民や職員の共感を生んでいるのだろうと思った。

●岸本典子

「給食・医療費などの無料化には反対」という真庭市長の発言には同意できなかったが、一方で、各市町にある資源にどのように付加価値を付けていくのかという考えは、真庭市は何を大切にしたいか、何が強みかという、将来のまちづくりについてのビジョンのようなものを感じることができた。

国は声高に地方分権を叫びながら、自治体への押しつけも強化している。こうした下で、国民に一番身近な自治体と市民の代表である議員が、国民の代弁者となっているのかが問われていると思う。「行政職員の勉強が足りない」という指摘もあった。職員が削減され、時間に追われていることは改善されなければならないが、全体の奉仕者として、市民に何ができるのか。知恵を出し合うとともに、こうした職員の声を反映していく首長の姿勢が問われていると感じた。

●立道秀彦

過疎化が進行する中で、主人公は「市民」と位置付け、行政の役割は市民の幸せづくりを応援することとして、製材産業を基盤としたバイオマスタウン構想など地域の特性をいかした真庭スタイルの実現をめざして取り組んでいることが話された。

国言いなり、住民軽視の自治体がある中で、住民こそ主人公の立場を明確にして、地域の状況・課題は様々であるが、住民と力を合わせて取り組むことで住民の幸せを実現する方向が生まれてくると思う。

●杉浦智子

自治体も基本は憲法、憲法を暮らしに生かすことは自治体の当然の役割である。職員採用は当たり前のことだが、市民のために仕事をするを基本とするとしていて、真庭市に来たいということで、辞退者がいないとのことだ。そして地方自治の位置づけをしっかりと知ること、理解することが必要で、憲法体系上で学ぶことが大切、自分たちの地域は何をしていくのか、市民との合意をつくっていくことだと言われた。やはり自治体の姿勢として、いかに市民と向き合うのか、常にそのことを念頭に置いていくことだろう。一人の存在として認められた人生を送ることができる社会へ、1000年先の社会を創造していくという目標は、壮大だが自治体としての価値とも言えるのではないかなと思う。また地方にあるものを最大限生かす、そしてそれに付加価値をつけていくというように、地域資源を使って堅実にやっていくことがものづくりにつながる。

人口減少や高齢化は、やむを得ないことと受け止め、だからこそ地域自治を充実させようとしている。そのために真の豊かさを求めて、市民の様々な価値観の中で、限定するのではなくそれぞれが求める幸せを応援することを行政の役割と考えていることは、多様な社会にあって大切なことだと思った。

2日目 7月22日(日)

〈分科会〉

●岸本典子

分科会3 子どもの育ちと自治体政策 ―子ども総合支援条例制定を―

助言者：藤永のぶよ氏（NGO おおさか市民ネットワーク）

貧困と格差が広がる中で、子どもの育ちを保障していくために自治体や各種団体などが取り組んできた施策について報告が行われた。

○NGO こどもの貧困問題大阪ネットワーク

大阪府が行った小5、中2の子どもの生活実態調査を、大阪社保協が分析を行った結果、朝食を毎日食べられない子が大阪市内だけで、2万2,000人。学校がない日に昼食を食べられない子が3万3,000人というショッキングな実態が明らかになった。

特にひどいのが、白色家電（パナソニック）が撤退した門真市で、総体的貧困率は16.4%となった。

子どもの貧困は大人の貧困でもあるとして、地域の大人たちが立ち上がった。

大阪府の「子どもの未来応援ネットワークモデル事業」に応募・取得し、キックオフ集会には350人の定員に400人が参加。

コンビニやクロネコヤマトの宅急便のドライバーなどにも、子どもが遅い時間や学校の時間帯に出歩いたりしていないか、また、こうした民間にも勉強会に参加してもらおうなど、様々な目線で支援を連携している。

学校での朝食の提供や給食の無償化。学習の支援など、行政ができることはもっとあるはずだが片隅に追いやり、民間の塾に丸投げしている大阪府。

それとは対照的に明石市は市長が変わっても、子どもの支援は継続されるようにと、「明石市子ども総合支援条例」を制定して、子どもを核にしたまちづくりに取り組んでいることが報告された。

○大分県豊後高田市議会議員

豊後高田市は4年連続、人口増を達成。

田舎暮らしで住みたい町にランクイン。理由は子どもの医療費や給食の無料化など、子育てしやすいと話題になったが、実は、ランクインした当初は一部負担など、調査に誤りがあった。

しかし、これではいけないと、共産党は力を発揮し、町と議会が取り組んで完全無料化を実現させた。

○堺市の取り組み

子どもの生活実態調査の結果を基に、子ども食堂を開催。「堺市子ども食堂ガイドライン」を策定し、地域における食を通じた居場所づくりに取り組む。

生協のフードバンクなど、民間との連携事例などが報告された。

○新日本婦人の会

新日本婦人の会の会員が各地で参加している子ども食堂を通して、実態の報告をまとめ、さらに、就学援助をよくする会などとも連携し、子どもの実態に合わせた政策要望をまとめる。

【所感】

今回の各自治体や団体の取り組みを聞いて、2017年度に大津市で「子どもの生活実態調査」を行った結果では、高所得の世帯の回答が多かったが、調査結果をどのように市の施策に活かしていくのか、明石市のように所得や貧困であるか否かにとらわれず、全ての子どもを焦点に当てた施策を市に求めていく必要性を感じた。

民間との連携についても、行政の責任を民間に丸投げするのではなく、あくまでも、民間にしかできない部分を連携していくという姿勢が求められると思う。

子どもの貧困は、最終的には国の責任で解決すべき問題だが、身近な自治体として、市民が一番近い職員がいかに実態を把握し、相談窓口の一本化など、庁内横断的に施策を講じていくかが必要で、こうした職員の力を首長が支えていくというスタンスこそ必要と感じた。

●石黒賀津子、立道秀彦

講座12 生存権を生かす社会保障を再構築する

講師：伊藤周平氏（鹿児島大学）

【講義内容】

1. 社会保障削減と生活不安の拡大

社会保障費は2018年度予算では6,300億円から5,000億円に削減。安倍政権になってからの6年間で1.6兆円も大幅削減。並行して生活保護費や年金などの引き下げが断行されている。

中でも、年金・医療・介護については保険料の引き上げ、年金給付水準の引き下げ、給付要件の厳格化（特養の入所対象者を要介護3以上に限定など）、患者・利用者の自己負担増（食事代の値上げや介護サービスの自己負担を所得に応じて2割、3割にするなど）により、必要な医療や介護サービスが受けられない事態になっている。

→生活保護基準の引き下げは、他の分野にも大きな影響を及ぼす

介護保険料の標準額は月5,900円にもなっている

生活保護受給者の51%が高齢者、年金を削れば自立などできない

2. 社会保障の意義と脆弱な日本の社会保障

憲法25条1項では国民の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」2項では「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定。これを踏まえて社会保障を定義するなら、どのような状態にあっても、国や自治体はすべての国民に、生き残りぎりの最低限度の生活ではなく、「健康で文化的な最低限度の生活」を権利として保障する制度だということができる。

しかし現実には、そうとはなっていない。生活保護世帯は過去最高、国民の6人に1人が貧困線以下の生活、ひとり親世帯の貧困率は先進諸国で最悪水準、子どもの虐待件数も過去最多を更新し続けている。高齢者の孤立死や介護心中も増大。過労死・過労自殺、精神疾患などでの労災認定者も過去最多。こうした生活実態はとて「健康で文化的な最低限度の生活」とは言

いがたい。こうした生活の実態を無視した社会保障の削減は国民の生存権侵害であり、憲法 25 条違反の政策である。

→一人親世帯の貧困率は 50%にもなる。現状はワーキングプア

3. 本講座の目的と内容

こうした状況にあるいまだからこそ、憲法の生存権理念に基づいた社会保障を実現するための道筋を考える必要がある。

医療では、地域医療の実態を無視した病床の機械的な削減をさせないため、地域医療構想にどのような医療需要があり、どれだけの病床が必要なのか、医療機関や住民の意見を十分に反映させることが必要である。医師・看護師不足のために必要な病床が稼働していない現状があるのではないか。

医療保険に対しては公費を増やすべき。特に国民健康保険の国庫負担率を医療費の 40%に戻して保険料の引き下げを行うべき。

→医療にかかればその分保険料が上がる。医療費抑制のために地域医療構想で病床削減、おもに高度急性期を削る。退院したら地域包括ケアシステムで受けとめるというが、地域で支えるのはボランティアも想定されており、それでは多くの人は支えきれない。削れという厚労省の圧力が大きい。

介護保険は、給付抑制と負担増が強化され、使いにくい制度となるとともに、介護職員不足で制度の存続すら危ぶまれている。

保険料を所得に応じた負担とし、賦課上限を撤廃するなどの抜本改革が不可欠である。認定方法を医師や介護職による認定の仕組みに改めること。介護報酬とは別枠の公費で介護職員だけでなく、看護職員や事務職員も含めた処遇改善を図るべき。

将来的には介護保険法は廃止し、訪問看護や老人保健施設の給付などは医療保険の給付に戻した上で、高齢者や障がい者へのサービスは自治体の責任（現物給付）で、全額公費負担により行う総合福祉法を制定すべき。

→介護の社会化と言われた制度だが、要支援の人は介護給付から外され、特養も原則要介護 3 からしか入所できないため、認知症の人の行き場がない。お金がなくて入所できない実態も。

介護保険料を下げるには、①給付抑制、②公費拡充、③保険料を払う人を増やす。政府は②は行おうとしない。

介護職員の処遇改善のためにもっと税金をつぎ込むべき。国がやらないなら自治体に要求を。

ドイツのように介護者に支援を・・・現金給付や労災認定を行うことで介護の孤立化（虐待や介護殺人）を防げる。

社会保障の財源について、主要な税財源とされている消費税は、貧困と格差を拡大する欠陥税制であり、社会保障財源として最もふさわしくない。

→消費税を財源にしているため、増税が延期されると社会保障の充実もなくなる。財源がないと切り捨てていいのか。社会保障充実のための財源は他から持ってくるべき。

●参加者からの発言

<生活保護>

○生活困窮者自立支援制度について

→生活保護になる前に救うための手立てとしてでき、増えてきているが、生活保護の水際作戦として使われないように。

○総合福祉法について

→高齢者も障がい者も今の制度をなくして、市町村が実施義務を持つ形にする。自治体が事業を委託し、現物給付にするべき。また、自治体に福祉の専門職を位置づけるべき。

○公営住宅は集中暖房で暖房料金が定額なので、冬期加算の減額は負担が大きく、手立てが必要。（苫小牧市）

→公営住宅から追い出すという行政指導は違法。特別基準枠でなく、自治体が例外的に冬期加算を増額すべき。

○福祉事務所が隣の町にしかないので積極的な働きかけができない。

○預金が3万円を切るまで申請できないと言われた。

○預金が1万円を切ってから申請に来るようにと。住宅扶助の額以内の物件がほとんどない。死亡時の遺品整理、部屋の改修費用が以前は出ていたのに出なくなった。（東京都文京区）

→申請は月の最低生活費の2分の1の所が多いが、変えることもできる。

○身元引受人、保証人、家探し、葬式代や結婚式代を貸すなど生活保護課のできないことをやる。民間賃貸住宅の家賃補助制度の充実を。（福岡市NPO）

○クーラーの設置補助を新規と転居のみで始めたが、それ以外にも広げる運動を。

○小田原市を例に挙げて生活保護のしおりの改善、ケースワーカーの増員、面談室の環境改善を議会で取り上げ、しおりは秋に向けて改善を検討するとの答弁を引き出す。（滋賀県大津市）

○ケースワーカーが不足し、増員要求をしてもできず、学習する時間もとれない。忙しさの中で丁寧な対応ができていない。（奈良市）

→ケースワーカーの1人あたりの標準件数は80件だが、それ以下にしていかななくてはならない。同時に専門性についても高めていく必要がある。ちなみに東京のある区では60件のところがあり、やりがいがあると保護課への異動希望も多いとのこと。

○親族に知られたくない、リバースモーゲージは嫌とのことで申請しない人も。（東京都小平市）

<国民健康保険>

○当初予算では、県の示す標準保険料率を用いて5.6%アップとされたが、値上げ反対の運動と黒字分を引き下げに使うことで引き上げをストップさせた。（滋賀県大津市）

○差し押さえ予告の文書があまりにひどいのでSNSに載せて改善させた。差し押さえ件数を増やすと都が交付金をくれる。均等割を中学生まではゼロにせよと運動している。（東京都大田区）

○激変緩和措置で保険料が引き下がったが、今後心配。今までは滞納金50万円以上が差し押さえの対象だったのが20万円でも行うようになった。（愛知）

○減免規定を2月までに作る予定。均等割をなくしたい。（千葉県市川市）

→応益負担の均等割は少子化対策からも逆行しており廃止すべき。7、5、2割減免を拡充させていく要求を。

- 県に対し、助成せよと署名運動を行っている。国保運営協議会に市民公募の枠がない。（静岡）
- 年金が入ると同時に差し押さえ。差し押さえ予告の手紙に対して返事がなかったから。預金通帳に入った時点で資産になると言われた。（南九州市）
- 以前は年金が入る15日に差し押さえることがたくさんあったが改善させた。納税猶予の申請を周知すべき。民商で集団申請している。（島根）
- 入ってすぐの年金差し押さえは違法。児童手当も違法と判決が出ている。生活を助けるべき国保の制度が保険料を払うことで生活を苦しめている。憲法に基づいた社会保障が行われるよう地域で地道に憲法学習などを行い、運動につなげていく。
- 維新政治は住民を主権者でなく顧客としてみている。新規採用職員は市場原理を身につけるよう1ヶ月民間企業へ研修に。国保の減免制度も改悪した。改悪するときは職員異動を行い、制度を知らない職員に変えてから改悪する。差し押さえの目標を持たされるので、少しの預金でも差し押さえる。税事務所の窓口は民間委託。今後も窓口は民間委託へ。会計年度任用職員制度になることで2040年には職員は半分にする予定。（大阪）
- 国会の倉林議員の質問で、差し押さえの根拠法である国税徴収法では、差し押さえ金額の限度は本人10万円、家族一人につき4万5,000円を除いた額であることが明らかに。生活しているのかというところでたたかっていく。（京都市）
- 愛知県一宮市は7、5、2割減免を8、6、3割と拡充した。均等割、平等割も3割減免制度ができた。田原市にも減免制度がある。（愛知）
- 後期高齢者医療制度の保険料を引き下げするために、健康インセンティブ制度として、端末システムを用いてポイントをためれば高齢者乗車券をたくさんもらえる制度を作った。
- システム経費をかけた効果はどうなのか。事務手続きが大変になったのでは。職員をまき込んで反対してはどうか。基金を使ったり、国庫負担を増やすことを考えるべき。

【所感】

●石黒賀津子

国の社会保障削減路線のもとで、国民の生活はますます苦しくなっている。こんな時だからこそ、憲法25条に基づいた生存権を保障するための社会保障の制度を充実させなければならない。そのためには公的責任を強める必要があり、国や自治体が財源も含め、責任を持って国民の生活を守っていく必要があると感じた。そのためには専門性を持った自治体職員が必要であり、住民も制度を改善させるために勉強しなくてはならない。

全国的に国保料の負担軽減のための減免制度拡充の運動を受け、均等割をなくしたり減免したりしている自治体が増えてきていることは知っていたが、7、5、2割減免の拡充が行われているところもあることがわかり、大津市でも要求していけるよう調査してみたい。

また、差し押さえの目標を持たされたり、差し押さえ件数を増やすと交付金が出る自治体からの発言もあった。生活を困窮させる差し押さえはさせないよう大津市でも求めているが、引き続きチェックしていく必要がある。

社会保障は分野が広いが、今回は生活保護と国民健康保険制度に的を絞って話し合われ、それぞれの自治体で起こっていることや取り組みについて聞くことができた。年金や医療については深められなかったのが、今後勉強していきたい。

●立道秀彦

伊藤氏から社会保障の削減が進められ、国民の生活がますます苦しくなって生活困窮者の増大を招いていること、憲法に基づいた社会保障の意義、現実には脆弱になっている状況が報告された。一人ひとりが社会保障の内容を正確に理解し、憲法の生存権に基づいた社会保障を実現する方向を考えることが重要であり、各地の現状や改善の取り組みを交流して生存権が守られるように考えようという提起を受け、各自治体から国民健康保険、介護保険、生活保護について報告された。国の社会保障改悪に反対し充実を求めると同時に、自治体が住民の立場に立って生存権を守るよう粘り強く声をあげ運動することで改善、充実が勝ち取られている。諦めずに取り組むことが重要だと再確認できた。

●杉浦智子

分科会４ 会計年度任用職員制度と地方公務員

助言者／明治大学教授 黒田 兼一氏

「働き方改革」とは何か

■安倍政権がいう「働き方改革」

①同一労働同一賃金など非正規の待遇改善

フルタイム労働者とパートタイム労働者の賃金水準

⇒正規と非正規に大きな格差がある

⇒欧米に遜色のない水準をめざす

⇒格差是正のためのガイドライン策定

労働契約法第20条

だが、非正規雇用の縮小はいわない

そもそも非正規とは何かを明確に示すべきだが、何も示されていない

②長時間労働の解消

長時間労働の蔓延、深刻な過労死問題

⇒欧米に遜色のない水準をめざす

・月間時間外労働45時間

但しやむを得ない場合は、月100時間

・36協定のあり方の検討

・裁量労働制の対象業務の拡大

・「高度プロフェSSIONAL制度」

→示したデータが余りにもいい加減であったため、一旦下ろしたが安倍政権は諦めていない

米国の「限定正社員制度」を調査（欧州も含む）ところが報告書ができているのに公表されなかった

→付度が働く

③高齢者の就労促進

65歳以降の継続雇用延長

65歳までの定年延長

- ★人事管理に市場原理を持ち込んだ ⇒ 市場動向に素早く対応できる「働かせ方」
非正規雇用の急増、人事、賃金に「成果主義」の導入
- ★経済が上手く動けばみんなが幸せになる…経済のトリクルダウン
- ★①～③すべてが「経済と企業の成長戦略」に組み込まれていることが問題！

「働き方改革関連法」の成立④

2018年6月29日参議院で強行採決

■労働時間の規制

- ・協定を締結して、1ヶ月45時間および1年360時間を越えない範囲で時間外労働させることができる。
- ・ただし、繁忙期には1ヶ月100時間未満（複数月平均80時間）を限度とする。
- ・これに違反した場合、所要の罰則を科す。

■勤務間インターバル創設の努力義務

事業主は前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の急速の確保に努めねばならない。

- 極めて抽象的に過ぎる。EU指令では連続11時間の休息・生活時間の確保
長野県庁での11時間インターバル導入の試み（2017年10～12月）

■非正規（派遣を含む）の不合理な待遇改善

- 正規と非正規の待遇の相違の内容と理由について説明の義務付け
- この世から「非正規という言葉はなくす」との安倍首相の発言に比べて、法案は極めて抽象的・理念的に過ぎない。

「働き方改革」のねらいは？

- 問題は「働き方」ではなく「働かせ方」
- そもそも2016年に発表された「ニッポン一億総活躍プラン」の一環の政策
「成長と分配の好循環の実現」
新三本の矢 … 強い経済・子育て応援・社会保障（介護離職ゼロ）
これらは単なる社会政策ではない、究極の成長戦略
イノベーションと働き方改革で生産性向上と労働力確保
「子育て支援」と「社会保障」は、「強い経済」を実現するための政策
日本を世界一企業が活躍できる国へ！

■民間での現実はどうか

- 人事労務管理が壊れかけている
- ・必要な人材は他者から借りる：派遣
- ・解雇しやすく安価な人材活用：非正規雇用

- ・ 役立たず（ローパー）は「追い出し部屋」
- ・ 賃金は自己責任：成果、業種、役割給
- ・ 労働時間管理も自己責任で：裁量労働制 WCE = 高プロ
- ・ 能力開発も自己責任：エンプロイヤビリティ
 - 粗野な人事労務管理
 - 人事労務管理の自己責任化

この動きはいま始まったわけではない

～ 80年代後半以降の新自由主義の台頭が原因

- ・ 新自由主義（ネオ・リベラリズム）の主張
 - 「栄光の30年」からアメリカの危機へ
 - ⇒ その原因は、労働組合（高賃金）と福祉国家であるという
- ・ 新自由主義とは何か？
 - 自由主義（古典派）：封建領主の支配が市場を圧迫
 - ⇒ 封建領主の支配を脱して自由競争を！
 - 新自由主義（新古典派）：組合と福祉政策が市場を圧迫
 - ⇒ 社会福祉（保障）を廃して自由競争を！

→ 社会の停滞は保障があるから、市場競争が社会を発展させる

市場競争の激化

- ・ 旧社会主義圏の崩壊
 - 1989年 ベルリンの壁崩壊
 - 1991年 ソ連邦の解体 ⇒ 市場規模が一気に拡大
 - 1992年 中国の市場経済化
 - ・ ICT「革命」
 - 情報通信技術の発展
 - 生産と販売が国境を越えて展開
 - 有利な地域を求めてカネが世界を駆け巡る
 - ⇒ ICTとグローバリゼーション
- コストダウンが至上命令
- 国境なき競争
 - 効率的な働かせ方をめぐる国際競争
 - 低賃金をめぐる国際競争
 - 長時間労働をめぐる国際競争

■ グローバリゼーションの起点

—— Washington Consensus

1989年という年に注目

ベルリンの壁の崩壊：旧社会主義圏の「敗北」

→ 資本主義の「勝利」！

経済（政治）体制の「敵」の消失

ジョン・ウィリアムソン（国際経済研究所研究員）論文

IMF（国際通貨基金）、世界銀行、アメリカ政府間での「合意」（意見の一致、コンセンサス）

→開発途上国への経済改革の強制、これを融資の条件にした

Washington Consensusの中味

アメリカ流の新自由主義的経済政策

(1)財政赤字の是正 (2)補助金カット等財政支出変更 (3)税制改革 (4)金利の自由化 (5)競争力のある為替レート (6)貿易の自由化 (7)直接投資の受入促進 (8)国営企業の民営化 (9)規制緩和 (10)所有権法の確立

→新古典派（新自由主義）的経済政策（戦略）

「小さな政府」「規制緩和」「民営化」「市場原理」

グローバリゼーションとは何か

・市場原理主義の台頭（＝市場競争の激化）

市場競争力重視

あらゆる局面で効率性重視

⇒弱肉強食

・有利な市場を求めて競争が国境を越える

金融（投資）が地球を駆け巡る

高株価を求めた企業経営の蔓延

・何よりも自由な競争を ⇒規制緩和

競争原理を阻害する規制は廃止

「労働ビッグバン」（労働法の規制緩和）

→人事労務のフレキシビリゼーション

■人事労務のフレキシビリティ

人事労務の領域にも市場原理を

⇒市場動向に素早く対応するためのフレキシブル化

⇒「経済性（低コスト）」と「効率性」の同時達成

⇒邪魔な慣行は変えなければならない

人事労務のフレキシビリティとは何か

市場動向（外部環境の変化）への適応能力

雇用（採用と解雇） ⇔ 仕事の内容と働き方

配置 労働時間 賃金

■財界内の激しいバトル —— 1994年月25日 舞浜会館

・今井・宮内論争

（舞浜のホテル・ヒルトン東京ベイにて経済同友会の研究会、参加者14名）

新日鉄社長の今井敬：

米国型株主重視の短期的志向は産業をダメにする

オリックス社長の宮内義彦：

株主重視をしなければ競争に勝てない

・この論争を経て

株主重視型企業経営へ
終身雇用・年功制の解体
非正規雇用の大量採用

■人事労務のフレキシブル化

①市場動向に素早く従業員数を調整する

「数量的フレキシビリティ」⇒「終身雇用慣行の解体」

- ・非正規雇用の積極的採用・活用
- ・労働時間管理の柔軟化

②市場動向に見合った仕事をさせる

「機能的フレキシビリティ」⇒「年功昇進慣行の解体」

- ・仕事の仕方、役割を柔軟に
- ・自ら進んで積極的に仕事を工夫

③市場動向に合わせて賃金を調整する

⇒「財務的フレキシビリティ」

■近年の人事労務管理のフレキシブル化と自己責任化

・自己責任の強調

雇用、労働、処遇の全てにわたる「自己責任」

雇用形態の多様化 ⇒ 人材の貸借、待遇格差の拡大

長時間労働 ⇒ 若い人の過労死・自殺

賃金 ⇒ 成果・業績・役割給

・人事労務管理の変貌

人を育てる ⇒ 不要な人材をいかに捨てるか

労働意欲の向上 ⇒ 自律と自覚の強調

追い出し部屋から退職強要

→粗野な人事労務管理

人事労務管理の「破壊」「放棄」

→アベ「働き方改革」は、これをさらに進めていくもの

■「全体の奉仕者」とは何か

「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」

(憲法15条2)

「全体」とは国民(住民)一人ひとり

→「社会の人々全部」をいうのであって、抽象的な「全体」のことではない。主権者としての一人ひとりの国民の集合体のことであって、社会全体ないし国民全体を意味する。

【所感】

新しい制度を導入することで、この間繰り返し議論されながら実現されてこなかった同一労働同一賃金について、一定認めていく方向に動き出したことは前進かもしれない。しかし今、政府が示しているのは、仕事の中味ではなく、お金を付けるか否かということになっているのは、本

来求められている処遇改善からは逆行している。

例えば「相当の期間任用される職員を就ける業務に従事」とある枠組みが何なのか具体化されておらず、定義自体が具体的に示されていない。そのため各自治体で、それが何であるのか具体的に示していくことになる。

これを機会に公務労働とはどういうことかを議論し、学び合うべきであると思う。会計年度任用職員制度は非正規労働者の問題ということでは済まない、むしろ正規労働者を巻き込んで考えていく必要がある。市役所にどのような仕事があり、どのような働き方があるのか、必要な人員配置は行われているのか、働きやすい職場かなど当局と労働組合が丁寧に検証し、確認し合うことも重要だと思う。

公務労働という点では、阪神淡路大震災以降、毎年のように自然災害が続いている。被災地における正規・非正規職員の職務状況は、住民との関係でもしっかり教訓にすべきだと考える。現場では正規・非正規関係なく、機動しなくてはならない実態である。

「全体の奉仕者」という定義は、公務員の働き方の基本である。まともな働き方をつくっていくためにも、市民と共有すべきことだろう。

労働者としての公務員の人間らしく働く権利を守るため、これからより具体的な議論となるであろう制度の内容については、労働組合の取り組みも注視しながら議会でも追及していきたい。

3日目 7月23日(月)

〈全体会〉

□特別講演 暮らしの現場で国民主権をまもろう

馬奈木昭雄氏 (久留米第一法律事務所 弁護士)

【所感】

●石黒賀津子

国民主権を実現するために私たちはいろいろな取り組みを続けてきた。川辺川ダム建設事業や諫早開拓事業を巡る問題などを挙げながら、おもに国民の「権利」とはどういうものか、「地方自治」を実現することについて述べられた。

権利とは自由に意思が表明でき、その合致により要求が実現されていくことである。しかし国は、権利というものは法律で認めて国民に与えたものだからいつでも取り上げることができると思っている。これは大きな間違いである。権利は、人類の多年にわたる戦いで勝ち取った成果であり、国民はこの権利を不断の努力によって行使し、次の世代に渡していく義務がある。この権利に立ち入ることは許されないのに、国は国民の権利を奪い、無抵抗にさせ、戦争できる国づくりを進めようとしている。これをなんとしても止めなくてはならない。国民が自分たちの権利を守り抜けば戦争は防ぐことができる。

地方自治の原則は、地域のことは地域で決める、すなわち地域で住民の合意を形成させること。そのときの行政の立場は「中立」ではなく、住民の生活と安全を守るために「住民の立場」に立つべきであると言われたのはもっともなことだと思った。地域自治が進み、これが全国に広がれば国の施策も変えることができる、そのために私たちも力を尽くす必要があると感じた。

●岸本典子

国は「国が法律をつくり、国民に権利を与えている」という間違った認識をもっているという指摘はなるほどと思える。権利は永年の、国民の不断の努力によって勝ち取ってきたものであり、同時に抵抗していくことも必要ではないか。

安倍政権が、審議が不十分だと考える国民が多いにもかかわらず、数の力で、法律を成立させている今こそ、国民・公務員・労働者など様々な階級で闘争が必要だと感じる。

しかし、日本は外国に比較し、闘って勝ち取っていくという国民の意識がドンドン失われている。こうした背景もまた、自己責任論や我慢が美德であるという認識が根強く残っているからではないだろうか。

地方自治は国民の合意をいかにして取り付けていくかだとのことであつたが、まさしく、各地の公共施設再編の進め方は、「住民との合意」に対して、どのようなスタンスをとるのが問われる事案ではないだろうか。時として、地方が国に対しても防波堤となって、主張していくことも必要だ。

●立道秀彦

講師の馬奈木氏が弁護士ということから、これまで携わってきた諫早湾の干拓事業、川辺川ダム建設事業、水俣病などの裁判闘争などを通じて、今の政治は憲法を守る立場を投げ捨て、法治国家にあるまじき裁判の結果に従わない酷い状況になっていることに触れながら講演された。背景には、国民の権利は国が国民に与えたものでありいつでも奪うことができるとの考えがあり、憲法に保障された国民の権利をないがしろにしている。

誰も奪うことのできない権利は、踏みにじろうとする者との不断の闘いによって守られ、勝ち取られ、次の世代に引き継いでいくものである。

権利を守るべき国が企業、アメリカの利益優先で権利を踏みにじっている中で、全国的な課題でも、地域の課題でも、正確な情報を示し住民の合意の形成を大切にして広げていくことが必要である。地方行政においても国言いなり、行政の一方的押し付けでなく、住民の合意を大切にする地方自治の実現に向けて取り組むことが、憲法に保障された国民主権を守り戦争のない世の中につながる。国民主権を守る地方自治の実現に取り組むことの大切さを知り、私もがんばらねばと決意を新たにした。

●杉浦智子

馬奈木弁護士が経験された弁護活動、裁判闘争を通して、国民主権、地方自治のあり方について課題提起された。

戦争をするときはどこの国でも自国の国民の権利を奪う。つまり国民を無抵抗状態においていくということだ。国民が主権者として主張することは、国民の不断の努力により行使し続けなくてはならず、憲法において次の世代へ引き継ぐ義務を負っている。ところが今の日本においては、国民が権利を奪われた無権利状態が広がっている。政権は憲法を守るべき、憲法は自分たちを縛るものであるとは考えていないのではないか。嘘で固めた制度、記録も嘘だらけ、平然とやってのけ、それを恥じることもしない。

これまでに国民主権と地方自治を実現するために、様々な取り組みを行い闘いが続けられてきた。闘いのために、我々は自由な意思を持ち、何者にも支配されない下で拘束されることなく自由に物事を考え、それぞれが自由に意見表明していくこと、つまりそれが権利であり、その重要性を強調された。なるほど自由な意見表明の中で、合致するところが生まれて物事が決められていく。権利を行使していくその過程が重要で、どのように合意を形成していくのか、具体的な方法が問われているのではないかと思う。

そして地方自治を考えると、自治体はだれのためにあるのかと言うことが大切である。よく中立の立場といわれるが、自治体は住民のために存在するのであり、住民の命、健康、安全を守るためにある。あらためて首長、職員は認識すべきではないか考える。